



第17号
56.12.1

会報
やまぐち

発行者
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口②5975
郵便番号 753

印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口②1712

目次

- ・表彰おめでとうございます。..... (2)
- ・全国会長会議の報告 会長 三好敏夫 (3)
- ・親睦、司調ソフトボール大会 (3)
- ・中国ブロック協議会に参加して 広報 宮崎晴雄 (4)
- ・地名のたのしみ 下関支部 前田博司 (6)
- ・研修だより 下関支部研修会に参加して 下関支部 清水靖士 (8)
- ・下関支部研修に徳山支部から3名参加 徳山支部 三吉任 (8)
- ・随想 こんとうな(こんな)事があゝるろうかい(第2回)..... 徳山支部 宮崎晴雄 (9)
- ・質問コーナー (11)
- ・お知らせ (12)
- ・趣味調査集計 (13)

常栄寺 雪舟庭 (山口市)



表彰

おめでとうございます



垣内 茂先生
(下関支部)

黄綬褒章受章に輝く

垣内先生は、多年にわたり業務に精励し、業界の発展にご尽力されたご功績により名譽ある受章をされ、ここに会員一同心よりお慶び申し上げます。

贈 贈

- 昭和二〇年二月 司法書士開業
- 昭和二六年七月 土地家屋調査開業
- 昭和三一年五月 山口県司法書士会理事
- 昭和三一年九月 山口県土地家屋調査士会副会長
- 昭和三五年五月 山口県司法書士会副会長
- 昭和五〇年五月 山口県司法書士会会長

◎故松原茂生会員

中国管区局長表彰を受ける

土地家屋調査士業の多年の功勞に対して一〇月五日付をもって表彰を受けられました。



美島 修先生
(岩国支部)



野田 清先生
(宇部支部)



松原 信吾先生
(宇部支部)

中国ブロック協議会会長表彰を受ける。

山口県土地家屋調査士会における本年の功勞に対して、一〇月七日に、中国ブロック協議会總會において表彰を受けられました。

中国プロロック協議会に参加して

広報担当 宮崎 晴雄

十月七日、八日の二日間、第二回国土開発調査士会中国プロロック協議会主催の協議会が鳥取県東伯耆三朝町に於て、中国プロロック会員百〇名の参加のもと開催されました。山信会からも会長はじめ七名の者が参加いたしました。

私も広報担当として参加したわけですが、中国プロロック協議会への参加はこればかりではじめてでしたので、はじめは様子が見えなかりませんでした。ところが、議事に入りましてからは、期待しておりましてとおおきおき交際のたために非常に熱心に議論が交わられました。

本年の協議事項は次のとおりでした。

(一) 鳥取県 鳥取市

一、他管轄の会務業務の取扱いについて

二、合同事務所設立条件について

(山一ロ、会)

一、公共職託登記受注促進並びに

二、

6) 委託嘱託登記申請は、登記が済めばよいという安易な考えのもとに申請がなされるた



提案説明をする中原副会長

め、表示登記の正確さが実務上問題として懸念がある。専門家である調査士による受注促進を促されたい。

(四) 調査士受託事件の減少により嘱託登記を受注する余裕ができていくから、プロロックとして前向きに検討していただきたい。

二、報酬額運用については調査に要する費用の削減について

(六) 報酬額削減の一環化について

(七) 他管轄に対するスライド制導入を検討されたい。

(八) 主要の調査業務に対する報酬の見直しを検討されたい。



苦弁をする三好会長

(三) 調査士会 (鳥取県)
一、公共職託登記委員会の法人格問題について
二、調査士会協力事業団の概要とその対応について報告

一、連合会役員増員について
二、嘱託登記委員会の務務と受託の推進について

(鳥取 会)

一、土地開発調査士会中国プロロック協議会の運営について

結果に役員改選が為されて次の方が新役員に選任されました。

中国プロロック協議会

会長 西谷 昌 (鳥取)

副会長 三好 敏夫 (山口)

理事 今井 昇 (広島)

理事 妹尾 正雄 (鳥取)

理事 石原 進一夫 (岡山)

事務局長 西崎 邦夫 (鳥取)

過去六年間の協議事項を次のページに掲載します。



土地家屋調査士会中国ブロック協議会協議事項(要旨)

年	50年	51年	52年	53年	54年	55年
山口会	<ul style="list-style-type: none"> 中国ブロック会の組織運営の改善について 会則改正 執行体制の確立 ブロック会の意思機関への発展 業務的部会運営 ブロック会長の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の強化とその具体的運用について 共済制度について 	<ul style="list-style-type: none"> 年計報告書について 公共職託の表示登記は調査士会会員が取得しよう努力すべきである 測量報酬額は土地価格を十分に考慮して改めるよう要望する 	<ul style="list-style-type: none"> 報酬停止の早期実施を促進する件 国徴金の設置並びに整備、保存について 	<ul style="list-style-type: none"> 国徴金保存についての対策 地籍整備計画について法務省へ協力な建議をする 共済保障の仕組みの整備拡充について 土地家屋調査士会を地籍調査連絡協議会の構成員として認めること 	<ul style="list-style-type: none"> 中国ブロック協議会の組織及び運営の強化について再考を促す 共済制度を本格的に見直し、強化して広くより日調連に参画する 互恵に於ける善処案に基づく現地協議制度を可及的速やかに実現出来るよう推進力を要請する
広島会	<ul style="list-style-type: none"> 現在迄に提案した事項の再確認について 中国ブロック協議会の存在価値について 	<ul style="list-style-type: none"> 国調地籍の整備について 国土調査に土地家屋調査士を関与させることが存ましく日調連を通じ関係機関に働きかけること 調査士の共同経営について 	<ul style="list-style-type: none"> 調査士法改正研究委員会結成について 法人組織化について 金の自主運営 調査士業務の時給制度について 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産登記法施行細則及び同手続条例等に調査士法の改善研究 公共職託登記委員会制度の再検討 	<ul style="list-style-type: none"> 補助者の特許について 公共職託登記推進に関する合同変更について(受託特許) 日調連自家共済制度の移行会(商業一時会)の見直しについて 	<ul style="list-style-type: none"> 会員に対する待遇についてブロックの統一を図りたい 補助者の特許について(要望) 一定の条件を満たした補助者について特許の適を問われる様を要請する
岡山会	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動について 不当競争と広報との関係 ブロック広報担当者会議 報酬額の最低是正対策について 全国的 ブロック内 単位会内 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産登記オンライン化対策について 地籍修正作業について 測量測量実施事業について 	<ul style="list-style-type: none"> 国調地籍の整備促進について 広報と不当競争の境界について、ブロックとしての見解の統一促進 	<ul style="list-style-type: none"> 調査士法一部改正案中の特許事項について、中国ブロック協議会の統一見解を確立し、決議文を作成し日調連を要請する件 	<ul style="list-style-type: none"> 調査士が業として地籍測量図を作成することは違反であると恐われるがその対応をいかにするか 調査士会の会則の中に「公共職託登記の受託特許」事項を導入するよう協力的に推進すること 	<ul style="list-style-type: none"> 会則第七八条の「調査士会の制定する要領」に同じ内容、権限等についてブロックにおいて見解を統一する必要なきを 報酬額について(要望)
鳥取会	<ul style="list-style-type: none"> 中国ブロック協議会の多重進行について 公共職託登記委員会設立促進について 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員との兼業調査士会員に対する指導について 土地家屋調査士の表札の統一について 	<ul style="list-style-type: none"> 「表示登記の日」の在り方について 非業者の取締りについて 	<ul style="list-style-type: none"> 中国ブロック協議会に於て単位会理事候補会を推薦する 	<ul style="list-style-type: none"> 調査士業務の担保責任の除去期間を関係法令に追加されるよう推進されたい 測量転用、特に山林に地目を変更する場合の取り扱いについて 	<ul style="list-style-type: none"> 中ノ管内に於ける本協議会に関する推進事項の策定について 選挙事項 昭和五四年産額会に於ける協議及び選挙事項の経過について
鳥取会	<ul style="list-style-type: none"> 公共職託登記事件受託の現況と今後の対策について 自治体報酬額運用基準の統一について 	<ul style="list-style-type: none"> 国調地籍のない地区に対する地籍の整備促進について 新入会員の開票前の研修と調査士会員の研修に関する異議づけについて 	<ul style="list-style-type: none"> 法十七条地籍メダル作業の在り方について 	<ul style="list-style-type: none"> 中国ブロック協議会調査技術指導者講習会開催の件 	<ul style="list-style-type: none"> 新入会員に対する業務開始前の研修制度について 新しく入会した会員の業務開始前に調査士会の定めるところの一定の業務研修を要する規定を設けたい 	<ul style="list-style-type: none"> 新入会員の研修制度について 再入会を総合に提案し講習の結果報告書等となってはいますが定例研修にやらす現在に至って居りますので早期実現出来るよう要望する

地名のたのしみ (2)

神々を地名に探る

下関支部 前田博司

神社の近くに、宮の内・宮の前・宮の後・宮の脇・宮の尾・宮の上・宮の下・宮尻・宮原・宮の原・宮の浴・宮林・宮の森・宮山・宮添・宮垣・古宮といった地名があることは、そこがその神社の社域あるいは社領といったように何らかのかかわりがあるか、その土地を他と区別するための目じるしとして神社が使われていることを示している。

対象が寺の場合でも用例は同様である。(寺の上・寺の下・寺岡・寺ヶ追・寺久保・寺屋敷・寺の前・寺山・古寺・堂迫・堂の尾・堂ヶ駅・古堂・御堂ヶ原・辻堂・地藏堂・庵の上・庵の浴・石仏・薬師・弥勒・阿弥陀畑・観音山・門前など) 海岸近くであれば、これが宮崎・宮の浦・宮島といった地名となる。村の中に神社が二つ以上ある場合は、これを区別するため西の宮・東の宮・浜宮というように方角や位置によって通称が成立する。

時代によって神社がランクづけされることもある。たとえば一の宮・二の宮・三の宮といった呼び方がさ

れている神社は、かつて平安時代から中世にかけて国府の役人が在所の神社を順拝するに際して、その神社の格式などによって参拝する順序を定めたことに由来している。

時代がくだると一々神社を順拝するわずらわしさを避けて、それぞれの神社の分霊を一ヶ所にまとめまつるといった便法が考え出されてくる。これが總社あるいは惣社と言われるもので、防府市の佐波令や下関市の長府にこの名を名乗った地名が現存している。全国的にみて、国府が置かれた所に多い。

村々にはいろいろな神のやしろやほこらがあり、そうした信仰に由来した地名が数多く見受けられる。たとえば、石神・伊勢・稲荷・恵美須(式・蛭子)・王子・大歳(大年)・黄幡(大番・大伴)・祇園・貴船(木船)・河内神・権現・金比羅・山王・諏訪・井才天・妙見(明見)・疫神(厄神・役神)・山の神・八幡・竜王・若宮など。

こうした神社の維持や祭りのための費用は村人の共同負担として一定

の田畑の収穫によってまかなわれていたことから、それぞれの神格の名を冠せた地名が諸所に存在している。神田・宮田・大歳田・貴船田・天神田・八幡給・八幡田・明見田・竜王田・若宮田などはその例である。

時には特定の用途のためにその田が使われることがある。神楽田・角力田・燈籠田といった地名はそれが神社の神楽や相撲神事・燈明料などの費用に充てられていたことを示しており、三月田・五月田・九月田・彼岸田(日岸田)といった田地は、それぞれの月に行なわれた神幸の用に供されていたものと思われる。

寺院の場合はこれが寺田・堂田・京田(経田すなわち読経のための給田の意味か)・胡麻田などになる。

神社の近くに多く存在している地名に馬場がある。宮の馬場・八幡馬場あるいは馬場添・馬場尻などと呼ばれることもあるが、これは神社の祭りに馬を使つての行事がここできりおこなわれたことに由来しているものらしい。あるいは院の馬場・陰の馬場と称するものもある。

馬を使つての神事の主なものに流籠馬(やぶさめ)がある。これは騎馬を馳せながら流籠矢(やぶらや)で的を射る競技で、中世武士の間で盛んにおこなわれたものであった。

この競技が次第に各地の神社の祭事にとり入れられるにつれて、射手には稚児が指名され、その的の当り

具合や馬の足跡などによってその年の吉凶を占う神事となった。下関の福江八幡宮では、今もこのやぶさめの神事がおこなわれていて、選ばれた子供たちが名代や乗子の役をつとめる。天正十二年三月に毛利輝元が国司対馬守に与えた文書に「安岡流籠馬内」とあるのは、流籠馬の神事が行なわれていた場所がいつしか地名となったさまを示している。

流籠馬にかぎらず神社の祭りには弓を使うものが多く、長門の一の宮である住吉神社ではこの祭事を特に武財祭りと呼んでいた。武射(ぶしや)は牽射あるいは馬を使わないところから歩射とも言われたようである。現在武者田とかびしゃでなどと称している地名は、この武射の神事とかかわりあいがあると考えられる。

こうした神事において、的を置いた場所という意味からの場と言う地名が神社の近くに多く見られ、時には本来の意味が忘れられていつしか松葉などとなまって呼ばれているものもある。的場はまた射場とも呼ばれていたようで「地下上申」の室津村(豊浦町)の條に「射場の谷と申すは、住吉此の所に的場これ有りたる由それゆえに的場の谷と申すの由申し伝え候事」とあり、こうした射場を称する地名は県下の各所に見える。なかには井場・伊場などと書かれているものもあるが、いずれも弓の神事に由来するものと思われる。

弓を射る神社に破魔矢がある。

これは文字通り邪悪な精霊を破りしりぞけるための祭りであり、「競馬や綱曳と同じように、春の始めに御社の前の馬場で、または二つの部落の境の辻などで行なわれたらしく、今も浜射場という地名が全国に互って、何百というほどの残っている」と岡田国男は「日本の祭」に記している。破魔矢の神事はいつしかすたれて由来も忘れ去られてしまったものの現在なお浜射場の浜井場・羽舞場などの地名に昔のさまを残している。かつてはお宮の馬場で在郷の武士や農民がこうした神事をおこそかにとりおこなっていたことだろう。

(1) おどり場

下関市大字宇部字おどり場、豊浦町大字川瀬字踊場など、踊場という地名が県下各所に分布している。

柳田国男は「日本の地名」に「踊り場」という地名が遠く里離れた境界線にあるのも、今日の盆踊りから考えると不思議なようだが、やはり本来は亡霊を送る行事だったからである。二つの村の間にはおりおりという送り物の衝突があった。踊りを掛けるといい、掛け返すという話がある。昔はよくあったが、こういう村境の踊り場がなければ起りうべき問題ではなかった」と述べている。下関市大字宇部のおどり場も、神田川の下流の清末との境界に沿って

存在しているところから、ここでも柳田国男の指摘したような民俗行事が行なわれていたものと思われる。

(2) 柱松 (はしらまつ)

夏の民俗行事として、かつて柱松という神事が広く行なわれていた。これは夏のお盆のとき松明(たいまつ)を柱の先に結びつけて照明に用いて仏の供養をしたのがその起りとされている。それがやがて盆の精霊を迎えあるいは送るため村のはずれの小高い所に登って「二間の丸太棒の上にじょうごを乗せ、その上にウラやハギなどの火のつきやすいものを置いて子供たちがこれにたいまつを置いて子供たちがこれにたいまつを火を移す。この火がじょうごにつり花火のようにパチパチはじきはじめると、豊年満作牛馬の御祈とう」と呼びながら輪をえがいて走る(『下関市史』)といった民俗行事に変質してゆき、その後ほとんどの地区から姿を消してしまった。

(3) 牛洗浜

牛馬の御祈禱といえ、下関市大坪は筋ヶ浜の北側海岸一帯を牛洗浜と呼び、町名変更以前には地籍小字名にもこの名があった。

吉母の若宮神社の夏越祭(七月三十一日)に「民間ではこの日牛馬を海で洗う」(『下関神社誌』)とあり、また彦島の田ノ首八幡宮でも「こ

の社は牛の宮ともいわれ四月廿日の祭典には牛を参拝させ、又海で洗う。現在この参拝だけがなくなっている。牛を海に泳がすのは牛のダニを洗すわけだ云々」(『下関神社誌』)とあり、「風土注進案」には夏越の日には牛馬を海岸や川などにつれて洗う風習が吉田・宇津井・松屋をはじめとして諸所で行なわれたことが記されているところから、これと同様の行事がかって筋ヶ浜の海岸でも行なわれていたことをこの地名は物語っている。

(4) 経塚

「地下上申」の大坪村由来書に、「四本松経塚、但し村中牛馬の祭所此所にて仕り候、もつとも住吉共法花(華)経写書候て此所に埋め置き、印に松を植え申すの由、そのゆえ経塚とも四本松とも申し習わし御事」とある。牛馬の祭りを、ここではどういうわけか経塚すなわち経塚で行なっていたものらしい。

経塚とは平安時代の末ごろから中世にかけて、自己の祈願や先霊供養のために経典を書き写して筒に収め塚を築いてその中に埋めたものを言い、この経塚が土地の目印として付近一帯の地名に転用されて経塚あるいは京塚・教塚などと呼ばれるようになった。また経文を納めているという意味から経納、これがなまって京の尾、さらに経が尾などといわれるようになった例もある。「地下上

申」の中畑村(下関市古見上)に、「経ヶ尾、但し経か尾と申すは、法花経塚を築き申したるの由、それゆえ経か尾と申し伝え候事」とある。

(5) 道祖

村々の境には道祖神がまつられていることが多い。寒の神(さいのかみ)とも呼ばれるこの神は境界を守る神として、外部からの邪悪な災いの霊をさえぎりとどめるために村々の境界にまつられた。道祖神に由来する地名は、道祖・道祖峠・道祖之下・道祖の松などサヤあるいはサイと読むものがほとんどで、なかには才の字をあてているものもある。

かつての村の境界は現在とことなり、峠や川など自然の障害物に拠っていることが多く、道祖を名乗る地名の多くは、このような地形のところに位置している。

また、村の三叉路などには庚申(こうじん)がまつられていて、これは農業を司る神ではあるが道祖神と同様の性格もあわせ持っていた。甲神道や荒人などとあて字されてはいるが、この庚申に由来する地名もまた多く見受けられる。

「神は細部に宿り給う」という西洋の言葉がある。地名を通して我々は昔の人々の神仏に対すや最敬の思いが土地のすみずみにまで深く刻みこまれているさまをうかがいしることができるのである。

支部研修だより

下関支部技術研修会に参加して

下関支部 清水 靖士



開催されましたが、今回は下関支部
企画委員さんの発案により、オリッ
ナルプログラムの使用は、日頃の調
整作業に直接役立つものを中心と
して行われたもので、清水委員さん、
講師の御苦労が各所に感じられ
るものでした。

今回の参加者は下関支部会員20
名と特別参加として三好会長及び徳
山支店会員三名の総勢23名であり、
出席者の理解のもとで室内研修へ一
日目は「室内研修(二日目)」が行な
われ、前週コンピュターの授業方
法及び成果の放出とその成果を室
外にて作業化(作業へ移行)とその確
定まで一研修を各原則に別れて各
が計算、復元練習をしました。

又この研修会にあっては、そのほ
かに室内研修としてコンピュターが
の習得にも理解できるように同
一教材にて研修会が開催されてお
ります。今回の研修は企画としては、
この前週作業をセオドリット(調子
)で使用する他に、車載(ミニコンテ
ナ)使用と光面画筒機を使用して
のそれぞれの対応も試みることで

進んでいくのです。又各資料の日頃の
外案件業務に際してのアイディア機器
の活用により、その機器の使用原則
なども同時に用いられ、各委員が研修
も多量に研究されていることがよく解
りました。

以上この二日間に三好会長を視
め各研修員は企画委員をリーダーと
して内容の充実した楽しい研修会を
終えたのであります。私はこの研究
会に参加して感じたことは、研修会
を企画された企画委員さんの研
修テーマの選択及びその教材内容の
充実度と各研修員の熱心さに感服し
ました。又一旦限りの研修会とちが
いで、一テーマを長時間、検討・研究
ができれば、進捗することもなく行
なわれたことでしょうか。将来的に
研修会のため夕食事時の各委員間の
スキミングも研修に幸しいもので
あったでしょう。

このすばらしい研修会の日程及び
内容等についても、詳しく報告した
ります。

下関支部研修に
徳山支部から二名参加

徳山支部 三吉 任

去る九月十二日から十三日におけ
て、徳山支部企画委員会より私等は
じめ龍野徳夫、渡辺剛典両企画委員

が下関を離れ、研修会に出陣させてい
ただきました。
この研修会には豊田町豊井(マリン



いものですが、紙面上の報告もありま
して今回の報告はこれに併せておき
ますが、各支部単位におかれまして
も研修会が開催されますことを期
待しております。又開催されました
ら、報告も併せて期待しております。

ピア」で行われましたが、下関支部は毎年一回ここでやっているということであり一泊しての研修で、各委員とのコミュニケーション作りの上で大変成果があるのではないかと思います。

私達企画委員会のメンバーは、この研修会に参加させていただき意義を磯部支部長・高田企画委員長はじめ各委員の方に、深く御理解いただき、暖かくお迎えいただきましたことを大変感謝しています。

この研修は一つのテーマを決め、その一環として今回は、シャーポケットコンピュータPC-1111を使用し多角測量の各種計算をする内容で、このプログラムも企画委員会プロジェクトチームを作り、中田先生をリーダーとして作り上げたオリジナル作品と聞き、その出来ばえに参加者一同大変感心した次第であります。

早速このプログラムを使用して、各種計算をいたしました。二通りのプログラムを作成され、一方は放射、開放トラバースの計算及び直角座標面積計算が系統的に行うことが出来、もう一方は座標値計算プログラムで逆計算、平行移動点の座標値計算、四点交点、三点一方向、二点二方向定面積分割の座標値計算がプログラムリストより選択することに、より、即座に出来るもので、一等地測量において依頼人の要望がある限

り、その場で反映することが出来、再三再四現場に向くことなく時間の短縮、経費節約につながり、私達の日常業務に促した充実した研修会で、あつという間に約四時間が過ぎたという感じでありました。

私も慣れない手付で、コンピュータによる計算に取り組んでおりましたため、終了時大変疲れ夕方からの懇親会の席での酒が大変おいしく飲み、下関支部会員の方々と和気合々の内半日をすごすことが出来ました。

翌日は起伏に富んだ土地での回復測量を前日の計算値に基づき行い、その成果を各班発表して、午後二時に終了しました。

この研修会を行うに当たり、一週間ばかり前から、企画委員会は毎夜二時頃まで資料作成、特訓等を行い、この日のためにはげんで来られたことを聞き、高田企画委員長のもと、よくチームワークの取れた個性のある企画委員会であり、このような研修会が行なわれたものだと思います。

私達参加致しました徳山支部企画委員も、この研修会で学んだことを礎にして当徳山支部も特色のある研修会を行ない各委員の品位の向上を推進して参りたいものだと痛感いたしました。

随想

こんな(こんな)事があゝるろうかい

広報担当 宮崎晴雄

徳山支部においては数年前から一年に一度、地区別に支部会員が集り、地区別懇談会と称して、会員が夕食をともしながら、日常の業務に対する苦心談、疑問点、あるいは意見を発表し、研修と親睦を図っているところであるが、そのときに出た話の一部でおもったことがありますので紹介いたします。

皆様方がご存知のように山口県には、国土調査を完了した地域以外の山林部には地図がありません。勿論登記所にも備付けられておりません。

そこでいつも問題になるのが山林の分筆登記、合筆登記、地積更正登記です。

山林部の分筆登記等を必要とする場合の例を二三あげてみますと、

一、土地の一部を兄弟あるいは子供に贈与、又は売買等で所有権を移転するのに分筆する場合

二、周辺一帯が宅地造成され、その土地を含めて合筆、地積更正、分筆登記をする場合

三、山林の一部が道路等の計画にかかり、官公署が買収する移転登記

の前提として、分筆する場合のようなものがありますが、どういったことが問題になるかと申しますと、

イ 全筆測量してみないと土地の形がわからない。

ロ 測量するに際して、境界が不明の部分がある。

ハ 隣地が誰の山林か分からず、立会が不可能な場合

ニ 隣地の所有者が分かっても、その地番が不明である。

ホ 多数の山を所有している人の場合、全筆測量して山の全容はつかめたものの、その山の地番が分からなかったり、その中に一地番があるいは多数の地番が入っているのかわからない。

という場合が想定できます。

私たちの小さい頃を思い出して見ますと、家では炊事、風呂などは、現在のようにガス、電気は使われておらず、薪を使っておりまして、年に何回か山に焚火を取りに行っておりました。

私のところは雑木林を持っていませんでしたので近くの裏山などに、

焚木を買いに行っておりましたが、この尾根から次の尾根までAさんの山で、次の谷までがBさんの山というふうには、近所の山のみならず、相当遠くの山まで所有者が分かっております。

山の尾根、谷などには里道がついており、子供達が山で遊ぶということもめずらしいことではありませんでした。

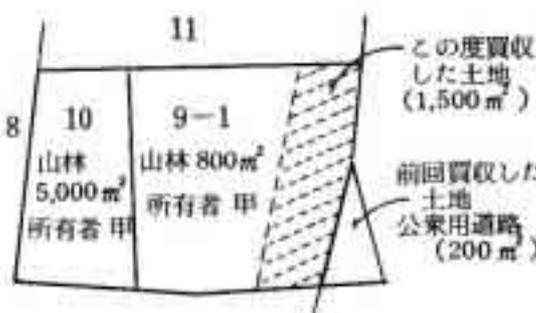
このように昔は山と日常の生活が密着しておりましたし、山の境も明確であったように思います。

現在では、焚木を採ったり、松葉を掻き集める必要もなくなりましたし、山の境に詳しい老人も少なくなり、若い者は山に行ったこともないという現象が生じており、余計に山林の分筆登記等を困難にすることに拍車を掛けております。

山林を分筆する例一の場合、土地家屋調査士が、直接地主から依頼を受けて測量製図をすることになりますので、境界の立会、製図をする際に、この度分筆する土地は勿論、隣接地の所有者、地番を調査するにつけて依頼主の協力は大きいに得られ納得のいく仕事ができます。

例二の場合は、それなりの調査をした上で分合筆等の申請はすべきであり、又していることとおもいます。「こんなことがあるだろうか」といふのは例三の場合です。ある土地家屋調査士の先生がおつ

しゃるには、その昔ある官庁より、道路の買収をしたので分筆登記の嘱託を下さいとの依頼を受けました。その依頼の内容は次の図面で説明しますと、



線部分(一五〇〇㎡)を買収した。三、九番一の土地の登記簿面積は、八〇〇㎡しかないのです、この度分筆登記をするには、前提登記として九番一を四八〇〇㎡に地積更正をしなければなりません。

先生は、山林の分筆については経験も豊かで何事も慎重になさる性格であったため、隣接地が同一所有者であるが地番のならばがおかしいというところで九番の土地の所有者を洗って行き、現在の所有者の方に会って調査したところ、九番と一〇番とは位置が逆であることが判明しました。

そこでくだんの官庁の担当者にその旨を報告し、以前の分筆地、九番二を抹消し、新たに一〇番で買収登記をしておし、この度の契約も一〇番でするようにお願いしたわけです。相当の方が、そのようにすると、前に買収した土地九番二の所有権を抹消しなければならぬため、所属長に、以前の登記手続が誤っていた旨の報告をし、決裁をおおがねばならないとの理由で、どうしても地積の更正をしてくれとおっしゃるので、この先生はこの仕事をおこわりしたということでした。

一、道路九番二は数年前に同じ官庁で買収し、移転登記が完了している。
二、道路幅のため、この度九番一の土地の内斜線部分(一五〇〇㎡)を買収した。
三、九番一の土地の登記簿面積は、八〇〇㎡しかないのです、この度分筆登記をするには、前提登記として九番一を四八〇〇㎡に地積更正をしなければなりません。

そこで問題となるのは、そのような登記手続が誤っているのはいうまでもないことですが、
9番1 800㎡ + 10番5,000㎡ = 5,800㎡
これが地積更正後は
9番1 4,800㎡ + 10番5,000㎡ = 9,800㎡
となりまして、
今後この土地の所有者は、仮に推定実測面積(公簿面積五八〇〇㎡)が正しかったとすれば、登記簿の面積が実際より四〇〇〇㎡多くなり四〇〇〇㎡分の固定資産税を、この土地の所有者は余分に払っていかねば

ならないことになりまして。この事例のように官公署が土地を買収した場合、あるいは大企業が公共的事業の目的で場収した場合に、嘱託登記又は代位登記で為される場合が大部分であるが、当の土地所有者は売買契約書、登記承諾書に押印し印鑑証明書を提出するのみで、あの登記手続がどのように行なわれているのか全くわからない状態です。一番大事なことは、登記嘱託者あるいは申請代理人の都合により、誤った登記手続が為されてはならないということなのです。

我々土地家屋調査士は、決してこのようなことのないよう、国民に信頼される業務を行いたいと思っております。いずれにせよ、このような諸問題を考えて見るに、山口県の場合山林の図面が無いということが一番の痛手となっております。一日も早く地図の整備がされることを望みます。

補助者使用状況 (56 11 20 現在)		補助者		計	
補助者	使用人数	補助者	補助者	補助者	補助者
0人	124名	0人	0人	0人	0人
1人	85名	30人	55人	85人	85人
2人	32名	29人	35人	64人	64人
3人	17名	15人	39人	54人	54人
4人	9名	17人	19人	36人	36人
5人	9名	22人	23人	45人	45人
6人	2名	4人	8人	12人	12人
	計278		計117		計179

計 報

諸人へ
ご冥福を祈ります。

松原茂生 殿



享年六七才(大正二年生)
事務所 船井律大宇庫井

昭和五六年一〇月五日
三、〇六九の八

逝去されました。

昭和三一年五月十三日三月五日 司法書士会理事

昭和三三年五月十四日二月一日 司法書士会岩手県支部長

昭和三三年五月十四日二月一日 司法書士会岩手県支部長

昭和三五年五月十三日九月五日 司法書士会理事

昭和四四年五月十四日八月五日 司法書士会理事

昭和四八年五月十五日二月五日 司法書士会副会長

昭和四三年六月 司法書士会会長表彰

昭和四六年六月 山口地方司法書士会表彰

昭和五一年五月 山口地方司法書士会表彰

昭和五二年一月 日本司法書士会連合会会長表彰

昭和五四年五月 司法書士会会長表彰

昭和五六年六月 日本土地家屋調査士連合会会長表彰

昭和五六年一月 広島地務局局長表彰

質問コーナー

○土地家屋調査士の業務上の測量に関する三角点の経緯について

① 土地家屋調査士が業務上、高精度測量その他三角点を利用する場合は三角点利用許可證の手続について

② 右指定様式について
③ 三角点を利用する場合の費用料について

山口市 〇生

(答) (建設省中国地方測量部)

① 測量法第二六条(測量標の使用)に基づいて測量標(正・副二部)を搬出すること。(第一様式参照)

② 費用料について

③ 三角点の測量標を使用する場合は算料。又現通のため、測量の樹木等を伐木する場合は必ずその土地の所有者の承諾を得ること。

④ 三角点の放棄等を人手する場合には測量法第二八条による届出を当該地方測量部へ提出すること。
⑤ 放棄等の情報は無料

○ 成果書の原本交付(コピー)は一点につき二〇〇円(収入印紙で納めること)「昭和五六年三月二一日付第一六二五二号官報参照

○ 建物図面における建物の形状について、敷地境界との距離は外壁から敷地境界までの距離となっておりませんが建物図面における建物の形状寸法は外壁線の寸法か、又は建物の柱(又は壁)の中心で作製すべきでありましょうか。

山口市 〇生

(答) 建物図面における建物の形状寸法は柱(又は壁)の中心線を図示する。



趣味調査集計表

昭和五十六年八月

1	旅	行	37	19	登	山	7	37	百人一首	1							
2	囲	碁	33	20	謡	曲	6	38	バレーボール	1							
3	読	書	29	21	舞	踊	5	39	バスケット	1							
4	つ	り	24	22	剣	道	5	40	ジョギング	1							
5	麻	雀	24	23	俳	句	4	41	庭の手入	1							
6	ゴ	ルフ	19	24	書	道	4	42	家庭菜園	1							
7	ソフト	ボール	18	25	アマ	無線	4	43	郷土文献蒐集	1							
8	将	棋	18	26	川	柳	3	44	歴史探究	1							
9	音	楽	17	27	尺	八	3	45	日旺大工	1							
10	ボ	ーリング	17	28	小	唄	2	46	狩	猟	1						
11	卓	球	16	29	短	歌	2	47	天	文	1						
12	野	球	13	30	柔	道	2	48	空	手	道	1					
13	写	真	12	31	茶	道	1	49	居	合	道	1					
14	絵	画	12	32	生	花	1	50	弓	道	1	1					
15	盆	裁	12	33	ダ	ンス	1	51	万	歩	ク	ラ	ブ	1			
16	テ	ニ	10	34	コ	イン	蒐	1	52	ラ	ッ	コ	ン	1			
17	骨	董	8	35	切	手	蒐	1	53	プ	ロ	グ	ラ	ム	研	究	1
18	詩	吟	8	36	造	園	1										

編集雑記

※ 広報担当者が全員入れ替わりしました。ベテラン編集長を失って少々不安が残りますが船は洋上です。新担当で一生懸命頑張ります。

※ 質問コーナーを新しく作りました。日常の業務で

疑問がありましたら、どんなささいなことでもよいですから編集部まで。

※ 今回号より表紙をチョッピリ豪華にさせていただくとともに広告も取りました。広告掲載希望者がありましたら事務局か編集部まで一報下さい。